

JIS

浸水防止用設備建具型構成部材

JIS A 4716 : 2019

(JSDA/JSA)

令和元年 11 月 20 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 建築技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
(委員)	石川 裕	一般社団法人日本建設業連合会 (清水建設株式会社)
	鹿毛 忠継	国立研究開発法人建築研究所
	加藤 信介	東京大学名誉教授
	橋高 義典	首都大学東京
	佐藤 彰芳	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	清野 明	一般社団法人住宅生産団体連合会 (三井ホーム株式会社)
	西野 加奈子	一般社団法人建築・住宅国際機構
	原 智彦	断熱・保温規格協議会
	藤野 珠枝	主婦連合会 (藤野アトリエ一級建築士事務所)
	真野 孝次	一般財団法人建材試験センター
	村川 まり子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (鎌倉市消費生活センター)
	本橋 健司	一般社団法人日本建築学会 (芝浦工業大学名誉教授)
	山崎 徳仁	独立行政法人住宅金融支援機構

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和元.11.20

官 報 掲 載 日：令和元.11.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本シャッター・ドア協会

(〒102-0073 東京都千代田区九段北 3-2-5 九段北 325 ビル TEL 03-3288-1281)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：建築技術専門委員会 (委員長 伊藤 弘)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類	3
4.1 型式による分類	3
4.2 常用・非常用による分類	7
5 等級	7
6 性能	8
6.1 浸水防止性能	8
6.2 耐水圧性能（止水板及び扉の曲げ強さ）	8
6.3 操作の容易性	8
6.4 開閉及び締付けの繰返し性能	8
6.5 開閉性能	8
7 構造	8
7.1 浸水防止用設備建具型の構造	8
7.2 浸水防止用設備構成部材の構造	8
8 寸法	9
8.1 内のり幅及び内のり高さ	9
8.2 寸法許容差	9
9 材料	10
10 試験方法	10
10.1 一般	10
10.2 浸水防止性能試験及び耐水圧性能試験	10
10.3 操作の容易性試験	13
10.4 繰返し性能試験	13
11 検査	14
12 製品の呼び方	14
13 表示	14
14 取扱い上及び維持管理上の注意事項	14
解 説	15

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本シャッター・ドア協会 (JSDA) 及び一般財団法人日本規格協会 (JSA) から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

注記 工業標準化法に基づき行われた申出、日本工業標準調査会の審議等の手続は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第 9 条により、産業標準化法第 12 条第 1 項の申出、日本産業標準調査会の審議等の手続を経たものとみなされる。

浸水防止用設備建具型構成部材

Components of rolling door and door type for inundation preventing equipment

1 適用範囲

この規格は、建築物の開口部などに使用する浸水防止用設備建具型構成部材¹⁾（以下、浸水防止用設備構成部材という。）について規定する。

浸水防止用設備構成部材は、建築物、地下空間の開口部などに付設されて、降雨などに起因する外部から内部への水の流入を阻止又は軽減させ、内部が浸水状態に至る時間を遅延させることを目的としている。

注記 この部材の使用目的に、津波に起因する浸水の防止は想定していない。

注¹⁾ 組み立てる前の状態のものをいう。組み立てたものを、浸水防止用設備建具型という。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS A 4702** ドアセット
- JIS A 4705** 重量シャッター構成部材
- JIS G 3101** 一般構造用圧延鋼材
- JIS G 3131** 熱間圧延軟鋼板及び鋼帯
- JIS G 3141** 冷間圧延鋼板及び鋼帯
- JIS G 3302** 溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯
- JIS G 3312** 塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯
- JIS G 3313** 電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯
- JIS G 3350** 一般構造用軽量形鋼
- JIS G 3466** 一般構造用角形鋼管
- JIS G 4303** ステンレス鋼棒
- JIS G 4304** 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
- JIS G 4305** 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
- JIS G 4317** 熱間成形ステンレス鋼形鋼
- JIS H 4000** アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条
- JIS H 4100** アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材
- JIS H 5301** 亜鉛合金ダイカスト
- JIS H 5302** アルミニウム合金ダイカスト